高岡市国際交流協会「国際交流ボランティア人材バンク要綱」

（目的）
第１条　この要綱は、高岡市国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人住民の幅広い参加による国際交流や多文化共生の推進に関する活動を促進することを目的に、国際交流のための人材の募集及び登録並びに紹介を行う国際交流ボランティア人材バンク（以下「人材バンク」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録内容）
第２条　登録する人材バンクの分野は次の各号に規定する分野とする。
（１）通訳ボランティア
　　通訳に関して協力することができる人材
（２）翻訳ボランティア
　　翻訳に関して協力することができる人材
（３）ホストファミリー
　　外国人の受け入れに協力することができる家庭
　ア　ホームステイ
　　外国人を家庭に宿泊させ、交流を深める。
　イ　ホームビジット
　　外国人を日帰りで家庭に招待し、交流を深める。
（４）日本語指導ボランティア
　　外国人に対して日本語を指導することができる人材

（登録資格）
第３条　人材バンクに登録できる者は、国際交流活動に理解と意欲を有する満１８歳以上の個人で、次の各号に該当する者とする。
（１）通訳ボランティアにあっては、当該言語について日常会話の通訳が支障なくできる者であること。
（２）翻訳ボランティアにあっては、当該言語について日常文書の翻訳が支障なくできる者であること。
（３）ホストファミリーにあっては、家族の同意を得ている者であること。
（４）日本語指導ボランティアにあっては、日本語指導経験者及び日本語指導者養成講座等を修了した者であること。

（登録方法）
第４条　人材バンクへ登録しようとする者は、人材バンク登録申請書及び登録票（様式第１号から第４号まで）により登録の申込みを行うものとする。
２　人材バンクへの登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

（登録の更新）
第５条　協会は、原則として３年に１回、全登録者を対象とした更新確認を行うものとする。

（登録内容の変更）
第６条　登録者は、登録内容を変更したい場合は、速やかに協会に変更の連絡をするものとする。

（登録の取り消し）
第７条　会長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
（１）登録者から辞退の申し入れがあったとき
（２）長期間にわたり連絡がとれないとき
（３）登録者が死亡したとき
（４）その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき

（依頼者の要件等）
第８条　登録者の紹介を依頼することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）富山県及び高岡市などの地方公共団体
（２）国際交流団体及び奉仕団体並びに文化振興団体等
（３）その他会長が特に必要と認める団体及び個人

（紹介の方法）
第９条　国際交流ボランティア人材バンク登録者の紹介を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、原則として実施しようとする３週間前までに、紹介依頼書（様式第５号）を協会に提出しなければならない。
２　協会は、依頼内容を検討の上、登録者の同意を得て、氏名、連絡先等を依頼者に通知するものとする。但し、紹介が不可能な場合は、速やかに依頼者に連絡する。

３　依頼者は、登録者に対して、依頼条件の詳細説明を行う。
４　登録者は、前項の説明を十分に理解した上で協力の諾否を、依頼者に連絡する。
５　依頼者は、登録者の協力諾否について、協会に連絡する。
６　依頼者は、事業終了後、速やかに事業結果報告書（様式第６号）を協会に提出するものとする。

（費用負担）
第１０条　登録者が協力を承諾した活動に伴う謝礼や交通費等については、協会と依頼者が協議した額を依頼者が負担するものとする。

（紹介の条件）
第１１条　依頼者及び登録者は、国際交流活動の協力にあたり両者間で取り決めた条件等の不履行等により双方が損害を被らないよう十分に配慮しなければならない。
２　依頼者又は登録者は、ボランティア保険又は障害保険等に加入するなど、国際交流活動に伴う事故等に備えなければならない。また、万一、事故等が発生した場合には、当事者間の責任において、双方誠意をもって解決にあたるものとし、協会はその賠償の責を負わない。

（その他）
第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。